

令和7年3月24日
江東区都市整備部

江東区データセンター建設対応方針について

1. 目的

区内において大規模データセンターを建設しようとする事業者に対し、当該建設に係る計画を早期に公表するよう指導することにより、良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

2. 方針の骨子

(1) データセンター建設に特化した取組み

建築物の規模に応じた近隣関係住民への説明については、これまでも制度を設けていたが、今般の区民の不安に寄り添うため、データセンターの用途に特化した取組みを実施する。

(2) 120日前の標識設置

建築計画に関しては、これまで確認申請等の最大90日前までの標識設置を義務付けてきたが、データセンター建設計画にあたっては、別途120日前の標識設置制度を創設する。

(3) 屋外に設置する設備機器への対応

本方針では、データセンターの屋外に設ける設備機器（空調室外機等）の位置を明示させ、これに関する近隣配慮事項を明確にさせることによって、区民の不安をやわらげ、健全な生活環境の維持を図る。

3. 対象となる建設計画

建築物の高さが10メートルを超え、かつ延べ面積が3,000平方メートルを超えるもののうち、その延べ面積の過半をデータセンターの用途に供するもの。

4. 今後の対応

データセンターの仕様や生活環境に対する影響など情報収集を図った上で、建設計画の周知等に関し、条例や要綱等の制定の必要性について検討していく。

5. スケジュール

令和7年4月 1日 方針適用開始